# ○四日市港管理組合海岸占用料等徴収条例

「平成 12 年 3 月 27 日 条 例 第 2 号

**改正** 平成 25 年 12 月 27 日条例第 12 号 平成 31 年 3 月 22 日条例第 4 号

(趣旨)

第1条 この条例は、海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)第11条の規定 に基づき、四日市港管理組合が徴収する占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。) に関する事項について定めるものとする。

(占用料等の徴収)

第2条 四日市港管理組合の管理者(以下「管理者」という。)は、法第7条第1項又は第8条第1項第1号の規定による許可(以下「占用等の許可」という。)を受けた者から別表第1又は別表第2に掲げる占用料等を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の行う事業に係る占用料等については、これを徴収しない。

(占用料等の減免)

- 第3条 管理者は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る 占用料等については、これを減額又は免除することができる。占用等の許可を受けた者が生 活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項の被保護者である場合の占用料等につい ても同様とする。
  - (1) 漁業
  - (2) 海岸の保全に著しく利益を与えると認められる事業
  - (3) その他公益上特に必要があると認められる事業
- 2 前項の規定により占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、管理者に減額又は免除 の申請をしなければならない。

(占用料等の納付方法)

- 第4条 占用料等を納付すべき者は、第2条の占用料等を当該占用料等の額の決定があつた日から30日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあつては、翌年度以降に係る占用料等は、毎年度、当該年度分を管理者が定める日までに納付しなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、法第7条第1項の許可に係る占用料については、別 に納期限を定めて分納させることができる。

(占用料等の返還)

- **第5条** 前条の規定により納付された占用料等は、返還しない。ただし、管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料等を納付した者の申請により、その占用料等の全部又は一部を返還することができる。
  - (1) 法第12条第2項の規定により占用等の許可を取り消し、又はその条件を変更したとき。
  - (2) 天災その他特別の理由により占用等の許可に係る占用又は土石等の採取ができなくなったと管理者が認めるとき。

(延滞金)

第6条 法第35条第2項の規定により管理者が徴収する延滞金の額は、海岸法施行規則(昭和31年農林省運輸省建設省令第1号)第9条の規定により計算した額とする。この場合において、占用料等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあつた占用料等の額を控除した額とする。

- 2 延滞金は、その額が 100 円未満であるときは、徴収しないものとする。 (委 任)
- 第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この条例の施行の前に海岸法施行細則(平成7年四日市港管理組合規則第8号)の規定により行われた占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 別表第1中電柱類を設置する場合及び他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合の 占用料の額については、同表にかかわらず次の表の第1欄に掲げる期間は、第2欄の単位に より、それぞれ第3欄に掲げる額によるものとする。

期	間	単	位.	使 用 期 間	
列	[E]	<del>"</del>	<u>11/.</u>	1月以上	1月未満
平成12年4月1日から		電柱類を設置する場合			
		1年1本につき		1,450 円	1,522円 50 銭
平成 15年 3月 31 日まで		他の所有に属する電柱類に電線類を共架する場合			
		共架柱類 1年1本に	こつき	1,015 円	1,065円75銭

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成 31 年 3 月 22 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項又は第8条第1項第1号の規定による許可を受け、同日前に占用又は土石の採取をしているものについては、第6条の規定による改正後の四日市港管理組合海岸占用料等徴収条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 別表第1 (第2条関係)

占用料

	使 用	期間
目的及び単位	1月以上	1月未満
工作物等の用地に使用する場合		
基本料金		
1級地 1月1平方メートルまでごとに	125 円	137円50銭
2級地 1月1平方メートルまでごとに	95 円	104円 50銭
3級地 1月1平方メートルまでごとに	90 円	99 円
特定料金		
上空使用については、基本料金の	5 割	5 割
電柱類を設置する場合		
1年1本につき	1,800 円	1,980 円
他の所有に属する電柱類に電線等を共架する場合		
共架柱類1年1本につき	1,260 円	1,386 円
管線類を埋架設する場合		
外口径 20 センチメートル未満		
1年1メートルまでごとに	180 円	198 円
外口径 20 センチメートル以上 50 センチメートル		
未満 1年1メートルまでごとに	285 円	313円 50銭
外口径 50 センチメートル以上 1 メートル未満		
1年1メートルまでごとに	570 円	627 円
外口径1メートル以上		
1年1平方メートルまでごとに	1,140 円	1,254 円

## 備考

- 1 用地の級別は、四日市港管理組合港湾施設条例(昭和 41 年四日市港管理組合条例第 3 号)別表備考 3 の規定によるものとする。
- 2 占用料を年額をもつて定めている場合において、許可の期間が1年未満であるとき又は その期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算するものとし、1月未満の端数 があるときは当該端数を1月として計算する。
- 3 占用料を月額をもつて定めている場合において、許可の期間に1月未満の端数があるときは、当該端数を1月として計算する。ただし、当該端数が15日に満たない場合の当該端数に係る占用料は、月額の5割とする。
- 4 面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は面積若しく は長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、当該端数を1平方 メートルまたは1メートルとして計算する。
- 5 占用料の計算は1件ごとに行い、占用料の確定額に円位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 6 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 7 この表の1月未満の占用料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。
- 8 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度管理者が定める。

### 別表第2(第2条関係)

### 土石採取料

— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
種 別	単位	料 金				
土	1立方メートルまでごとに	220 円				
砂	1立方メートルまでごとに	220 円				
かき込砂利	1立方メートルまでごとに	220 円				

### 備考

- 1 採取する量が1立方メートル未満であるとき又は採取する量に1立方メートル未満の端数があるときは、当該端数を1立方メートルとして計算する。
- 2 1件の徴収金額が500円未満のものについては、500円とする。
- 3 この表の採取料には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。
- 4 特別の事情によりこの表に基づいて計算することが困難なとき又はこの表に定めのないときは、その都度管理者が定める。